

簡易公募型競争入札に準じた方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年6月19日

分任支出負担行為担当官

国土地理院北海道地方測量部長 乙井 康成

1 業務概要

(1) 業務名

電子基準点付属標取付観測（北海道標茶地区）（電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、電子基準点付属金属標の成果を求める測量及び電子基準点現地調査を含む作業である。

(3) 履行期限

平成30年9月3日（月）

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成29・30年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち業務種別「基準点測量」の認定を受けていること。

③ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間において、国土地理院長から測量業務に係る指名停止を受けている期間が含まれないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない者であること。

⑥ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(2) 入札参加者を選定するための基準

「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

国土地理院北海道地方測量部管理課

住所 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎

電話 011-709-2311（内線4511） ファックス 011-709-2498

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は電子入札システムにより交付する。交付期間は平成30年6月19日（火）から平成30年7月25日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により上記方法で入手できない入札参加希望者に対しては、

(1)において交付又は郵送する。郵送を希望する場合は、あらかじめ電話等で(1)まで申し

出るものとする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲等

① 参加表明書を提出する時において、上記2(1)②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

② 参加表明は、業務量、履行期限、技術者の状況及び手持ち業務等を十分に勘案の上、行わなければならない。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成30年6月29日（金）16時00分。

紙入札方式による場合も同じとする。

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより（参加を希望する入札案件ごとに）提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

(5) 入札及び開札の日時並びに入札書の提出方法

入札日時：電子入札システムによる場合の締切りは平成30年7月25日（水）16時00分。

紙入札方式による場合も同じとする。

開札日時：平成30年7月26日（木）9時10分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は、紙により国土地理院北海道地方測量部管理課に持参すること。

4 その他

(1) 手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金

納付（保管金の取扱店：日本銀行札幌東代理店（北洋銀行本店営業部））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行筑波東代理店（常陽銀行研究学園都市支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：国土地理院）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 本案件は資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(9) 詳細は入札説明書による。